

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-66 すれ違い用前照灯 7-66-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 (保安基準第32条第4項関係、細目告示第42条第5項関係、細目告示第120条第5項関係、適用関係告示第29条第23項関係) ① 7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車 ② 最高速度 20km/h 未満の自動車であって、光度が 10,000cd 未満である走行用前照灯を備えるもの 7-66-2 性能要件（視認等による審査） すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第5項、細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項関係) ① その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであること。 ② すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色であること。 ③ すれ違い用前照灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損していないこと。 ④ すれ違い用前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。 ⑤ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものではないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの全てが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。 ⑥ 次に掲げるすれ違い用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものに限り、曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯として使用してもよい。 ア 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯 イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有する曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯 ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有する曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯 7-66-3 取付要件（視認等による審査） (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第6項関係) この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個	8-66 すれ違い用前照灯 8-66-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 (保安基準第32条第4項関係、細目告示第198条第5項関係、適用関係告示第29条第24項関係) ① 8-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車 ② 最高速度 20km/h 未満の自動車であって、光度が 10,000cd 未満である走行用前照灯を備えるもの 8-66-2 性能要件（視認等による審査） すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第5項、細目告示第198条第6項関係) ① その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであること。 ② すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色であること。 ③ すれ違い用前照灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損していないこと。 ④ すれ違い用前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。 ⑤ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものではないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの全てが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。 ⑥ すれ違い用前照灯の機能を損なう損傷等のないものに限り、曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯として使用してもよい。 8-66-3 取付要件（視認等による審査） (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第6項関係) この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項関係) ① すれ違い用前照灯の数は、2個であること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び幅0.8m以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。 ② 側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,200mm以下(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上500mm以上(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上500mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。 ③ 側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上1,200mm以下となるように取付けられていること。 ④ すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最外側の位置)となるように取付けられていること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び幅0.8m以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあっては、この限りでない。 ⑤ 前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。 ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 ⑥ すれ違い用前照灯の操作装置は、運転者がすれ違い用前照灯の点灯操作を行った場合に、全ての走行用前照灯を消灯する構造であること。 ⑦ 放電灯光源を備えるすれ違い用前照灯は、走行用前照灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。 ⑧ すれ違い用前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。 ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動によりすれ違い用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。 ⑨ すれ違い用前照灯は、点滅するものでないこと。	数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第198条第7項関係) ① すれ違い用前照灯の数は、2個であること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び幅0.8m以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。 ② 側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の下縁の高さが地上500mm以上(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上500mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。 ③ 前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。 ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 ④ すれ違い用前照灯の操作装置は、運転者がすれ違い用前照灯の点灯操作を行った場合に、全ての走行用前照灯を消灯する構造であること。 ⑤ 放電灯光源を備えるすれ違い用前照灯は、走行用前照灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。 ⑥ すれ違い用前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。 ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動によりすれ違い用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。 ⑦ すれ違い用前照灯は、点滅するものでないこと。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
ただし、⑧ただし書の場合にあっては、この限りでない。 ⑩ すれ違い用前照灯の直射光又は反射光は、当該すれ違い用前照灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 ⑪ すれ違い用前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。 ⑫ 二輪自動車に備える走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。 ただし、昼間走行灯が点灯している場合にあってはこの限りでない。 ⑬ 側車付二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。 ⑭ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が 15km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。 この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。 ⑮ すれ違い用前照灯は、7-66-2 及び 9-8 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。 (2) 次に掲げるすれ違い用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 (細目告示第 120 条第 8 項関係) ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたすれ違い用前照灯 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているすれ違い用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているすれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有するすれ違い用前照灯 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備えるすれ違い用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたすれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有するすれ違い用前照灯 7-66-4 適用関係の整理 (1) 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、7-66-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係） (2) 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-66-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係） (3) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-66-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 4 号関係）	ただし、⑥ただし書の場合にあっては、この限りでない。 ⑧ すれ違い用前照灯の直射光又は反射光は、当該すれ違い用前照灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 ⑨ すれ違い用前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。 ⑩ 二輪自動車に備える走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。 ただし、昼間走行灯が点灯している場合にあってはこの限りでない。 ⑪ 側車付二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。 ⑫ すれ違い用前照灯は、8-66-2 及び 9-8 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。 (2) すれ違い用前照灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 8 項関係） 8-66-4 適用関係の整理 7-66-4 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
(4) 平成10年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）については、7-66-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第2項第2号関係） (5) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-66-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第1項第3号から第7号まで及び第3項第5号関係） (6) 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、7-66-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第22項関係） ① 令和2年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月7日）以前に製作された自動車 ② 令和2年4月8日から令和3年12月31日（内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては令和5年4月7日）まで（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月8日から令和5年10月7日まで）に製作された自動車であつて、次に掲げるもの - ア 令和2年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月7日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車 - イ 令和2年4月8日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月8日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和2年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月7日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの - ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和5年10月7日）以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和3年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和5年10月7日）以前のもの (7) 令和2年9月30日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、7-66-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。 ① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの - ア UN R98、UN R112、UN R113 又は UN R149（すれ違い用前照灯に係るものに限る。）に基づく認定証を有する自動車 - イ アに掲げる協定規則に基づく㊦マークを有する装置を備えた自動車 - ウ 諸元表によりアに掲げる協定規則に適合していることが確認できるものを備える自動車 (8) 次に掲げる二輪自動車については、7-66-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第24項関係） ① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車 ② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） (9) 令和9年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であつて車両総重量が3.5t以下のもののうち、次に掲げるものについては、7-66-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。 ① UN R48-05、UN R48-06 又は UN R48-07 に基づく認定証又は㊦マークを有する自動車（UN R48-05 及び UN R48-06 については、令和6年7月6日以前に製作された自動車に限る。） ② 資料により UN R48-05 又は UN R48-06 の5.及び6.に適合していることが確認できる自動車（令和4年6月21日以前に製作された自動車に限る。） ③ 資料により UN R48-07 の5.及び6.に適合していることが確認できる自動車（令和6年8月31日以前に製作された自動車に限る。） 7-66-5 従前規定の適用① 昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第3項第1号関係） 7-66-5-1 装備要件 (1) 自動車（被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の前面の両側には、7-66-5-2（1）の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車には、7-66-5-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。

- (2) 最高速度 20km/h 未満の自動車であって備えられた走行用前照灯の光源が 25W を超えるものにあつては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。

7-66-5-2 性能要件

- (1) 7-66-5-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 15m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

ただし、軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものでその光源が 25W 以下のものにあつては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造でなくてもよい。

- ② すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯する走行用前照灯を含む全てが同一であること。

- ③ すれ違い用前照灯の取付部は、照射光線が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

- ④ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。

この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの全てが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。

- (2) 7-66-5-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-66-5-2 (1) ②の基準に適合するものであること。

- (3) 次に掲げるものは、(1)、(2) 及び 9-8 (1) の基準に適合しないものとする。

- ① 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの

- ② 灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの

7-66-5-3 取付要件

- (1) 7-66-5-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-5-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

- ① すれ違い用前照灯の数は、2 個であること。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車にあつては、1 個又は 2 個であること。

- ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯の照射光線の主光軸は、前方 25m における地面からの高さが 1,200mm を超えないこと。

- ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯の照射光線の主光軸は、前方 25m における地面からの高さが 1,200mm を超えないこと。

- ④ 前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。

ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。

- (2) 7-66-5-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-66-5-3 (1) (①を除く。) の規定を準用する。

- (3) すれ違い用前照灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。

- (4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。

7-66-6 従前規定の適用②

昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)

7-66-6-1 装備要件

- (1) 自動車(被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の前面の両側には、7-66-6-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車には、7-66-6-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。

- (2) 最高速度 20km/h 未満の自動車であって備えられた走行用前照灯の光度が 10,000cd 以上のものにあつては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。

7-66-6-2 性能要件

- (1) 7-66-6-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 30m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるもの)にあつては、15m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

- ② すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯する走行用前照灯を含む全てが同一であること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
③ すれ違い用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。 ④ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの全てが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。 (2) 7-66-6-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-66-6-2 (1) ②の基準に適合するものであること。 (3) 次に掲げるものは、(1)、(2) 及び 9-8 (1) の基準に適合しないものとする。 ① 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの ② 灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの 7-66-6-3 取付要件 (1) 7-66-6-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-6-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱い、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ① すれ違い用前照灯の数は、2 個であること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車にあっては、1 個又は 2 個であること。 ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心の高さが地上 1,200mm 以下（大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 1,200mm 以下に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最低の高さ）となるように取付けられていること。 ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上 1,200mm 以下となるように取付けられていること。 ④ 前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。 ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 (2) 7-66-6-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-66-6-3 (1) (①を除く。) の規定を準用する。 (3) すれ違い用前照灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。 (4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。 7-66-7 従前規定の適用③ 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 4 号関係） 7-66-7-1 装備要件 (1) 自動車（被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の前面の両側には、7-66-7-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車には、7-66-7-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。 (2) 最高速度 20km/h 未満の自動車であつて備えられた走行用前照灯の光度が 10,000cd 以上のものにあつては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。 7-66-7-2 性能要件 (1) 7-66-7-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 30m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。 ② すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯する走行用前照灯を含む全てが同一であること。 ③ すれ違い用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。 ④ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの全てが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。 (2) 7-66-7-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-66-7-2 (1) ②の基準に適合するものであること。 (3) 次に掲げるものは、(1)、(2) 及び 9-8 (1) の基準に適合しないものとする。 ① 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの ② 灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えて	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

いるもの

7-66-7-3 取付要件

- (1) 7-66-7-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-7-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、照明部の取扱い、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

- ① すれ違い用前照灯の数は、2 個であること。
ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車にあっては、1 個又は 2 個であること。
- ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心の高さが地上 1,200mm 以下（大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 1,200mm 以下に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最低の高さ）となるように取付けられていること。
- ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上 1,200mm 以下となるように取付けられていること。
- ④ 前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。
ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。

- (2) 7-66-7-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-66-7-3 (1) (①を除く。) の規定を準用する。

- (3) すれ違い用前照灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。

- (4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。

7-66-8 従前規定の適用④

平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であつて平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 2 項第 2 号関係）

7-66-8-1 装備要件

- (1) 自動車（被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の前面の両側には、7-66-8-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車には、7-66-8-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。

- (2) 最高速度 20km/h 未満の自動車であつて備えられた走行用前照灯の光度が 10,000cd 以上のものにあつては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。

7-66-8-2 性能要件

- (1) 7-66-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。
- ② すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯する走行用前照灯を含む全てが同一であること。
- ③ すれ違い用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。
- ④ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。

この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの全てが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。

- (2) 7-66-8-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-66-8-2 (1) ②の基準に適合するものであること。

- (3) 次に掲げるものは、(1)、(2) 及び 9-8 (1) の基準に適合しないものとする。

- ① 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの
- ② 灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの

7-66-8-3 取付要件

- (1) 7-66-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-8-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、照明部の取扱い、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

- ① すれ違い用前照灯の数は、2 個であること。
ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車にあっては、1 個又は 2 個であること。
- ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心の高さが地上 1,200mm 以下（大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するも

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
のに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 1,200mm 以下に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最低の高さ) となるように取付けられていること。 ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上 1,200mm 以下となるように取付けられていること。 ④ すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内（大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内を取付けることができないものにあつては、取付けることができる最外側の位置) となるように取付けられていること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあつてはこの限りでない。 ⑤ 前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。 ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 (2) 7-66-8-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-66-8-3 (1) (①を除く。) の規定を準用する。 この場合において、④中「二輪自動車」とあるのは「最高速度 20km/h 未満の自動車、二輪自動車」と読み替えるものとする。 (3) すれ違い用前照灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものでないこと。 (4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。 7-66-9 従前規定の適用⑤ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条 第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 3 項第 5 号関係) 7-66-9-1 装備要件 (1) 自動車(被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の前面の両側には、7-66-9-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車には、7-66-9-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。 (2) 最高速度 20km/h 未満の自動車であつて備えられた走行用前照灯の光度が 10,000cd 以上のものにあつては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。 7-66-9-2 性能要件(視認等による審査) (1) 7-66-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯する走行用前照灯を含む全てが同一であること。 ② すれ違い用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。 ③ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの全てが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。 (2) 7-66-9-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-66-9-2 (1) ①の基準に適合するものであること。 (3) 次に掲げるものは、(1)、(2) 及び 9-8 (1) の基準に適合しないものとする。 ① 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの ② 灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの 7-66-9-3 取付要件 (1) 7-66-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-9-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ① すれ違い用前照灯の数は、2 個であること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車にあつては、1 個又は 2 個であること。 ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心の高さが地上 1,200mm 以下（大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 1,200mm 以下に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最低の高さ) となるように取付けられていること。 ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上 1,200mm 以下となるように取付けられていること。 ④ すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内（大型特殊自動車及び除雪、土木作業そ	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
の他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最外側の位置) となるように取付けられていること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあつてはこの限りでない。 ⑤ 前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。 ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 (2) 7-66-9-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-66-9-3 (1) (①を除く。) の規定を準用する。 この場合において、④中「二輪自動車」とあるのは「最高速度 20km/h 未満の自動車、二輪自動車」と読み替えるものとする。 (3) 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造でなければならない。 (4) すれ違い用前照灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。 (5) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。 7-66-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車(昼間走行灯を有するものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 22 項関係) ① 令和 2 年 4 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあつては、令和 3 年 4 月 7 日)以前に製作された自動車 ② 令和 2 年 4 月 8 日から令和 3 年 12 月 31 日(内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては令和 5 年 4 月 7 日)まで(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあつては、令和 3 年 4 月 8 日から令和 5 年 10 月 7 日まで)に製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア 令和 2 年 4 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあつては、令和 3 年 4 月 7 日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和 2 年 4 月 8 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあつては、令和 3 年 4 月 8 日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 2 年 4 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあつては、令和 3 年 4 月 7 日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 3 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあつては、令和 5 年 10 月 7 日)以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 3 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあつては、令和 5 年 10 月 7 日)以前のもの 7-66-10-1 装備要件 7-66-1 に同じ。 7-66-10-2 性能要件(視認等による審査) 7-66-2 に同じ。 7-66-10-3 取付要件(視認等による審査) (1) 7-66-3 (1) (⑭を除く。)に同じ。 (2) 7-66-3 (2) に同じ。 7-66-11 従前規定の適用⑦ 令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(次に掲げる自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであること。 ① 平成 27 年 6 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア UN R98、UN R112、UN R113 又は UN R149(すれ違い用前照灯に係るものに限る。)に基づく認定証を有する自動車 イ アに掲げる協定規則に基づく®マークを有する自動車 ウ 諸元表によりアに掲げる協定規則に適合していることが確認できるものを備える自動車 7-66-11-1 装備要件	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-66-1 に同じ。 7-66-11-2 性能要件（視認等による審査） 7-66-2 に同じ。 7-66-11-3 取付要件（視認等による審査） 7-66-12-3 に同じ。 7-66-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 25 項関係） ① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車 ② 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） 7-66-12-1 装備要件 7-66-1 に同じ。 7-66-12-2 性能要件（視認等による審査） 7-66-2 に同じ。 7-66-12-3 取付要件（視認等による審査） (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ① すれ違い用前照灯の数は、1 個又は 2 個であること。 ② すれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上 1,200mm 以下となるように取付けられていること。 ③ 7-66-3 (1) ⑤に同じ。 ④ 7-66-3 (1) ⑥に同じ。 ⑤ 7-66-3 (1) ⑦に同じ。 ⑥ 7-66-3 (1) ⑧に同じ。 ⑦ 7-66-3 (1) ⑨に同じ。 ⑧ 7-66-3 (1) ⑩に同じ。 ⑨ 7-66-3 (1) ⑪に同じ。 ⑩ 二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。 ⑪ 7-66-3 (1) ⑮に同じ。 (2) 7-66-3 (2) に同じ。 7-66-13 従前規定の適用⑨ 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t 以下のもののうち、次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。 ① UN R48-05、UN R48-06 又は UN R48-07 に基づく認定証又は㊦マークを有する自動車（UN R48-05 及び UN R48-06 については、令和 6 年 7 月 6 日以前に製作された自動車に限る。） ② 資料により UN R48-05 又は UN R48-06 の 5. 及び 6. に適合していることが確認できる自動車（令和 4 年 6 月 21 日以前に製作された自動車に限る。） ③ 資料により UN R48-07 の 5. 及び 6. に適合していることが確認できる自動車（令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車に限る。） 7-66-13-1 装備要件 7-66-1 に同じ。 7-66-13-2 性能要件（視認等による審査） 7-66-2 に同じ。 7-66-13-3 取付要件（視認等による審査） (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 6 項関係） この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 42 条第 7 項関係、細目告示第 120 条第 7 項関係） ① 7-66-3 (1) ①に同じ。 ② 7-66-3 (1) ②に同じ。 ③ 7-66-3 (1) ③に同じ。 ④ 7-66-3 (1) ④に同じ。	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
⑤ 7-66-3 (1) ⑤に同じ。 ⑥ 7-66-3 (1) ⑥に同じ。 ⑦ 7-66-3 (1) ⑦に同じ。 ⑧ 7-66-3 (1) ⑧に同じ。 ⑨ 7-66-3 (1) ⑨に同じ。 ⑩ 7-66-3 (1) ⑩に同じ。 ⑪ 7-66-3 (1) ⑪に同じ。 ⑫ 7-66-3 (1) ⑫に同じ。 ⑬ 7-66-3 (1) ⑬に同じ。 ⑭ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が 15km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。 この場合において、次のいずれかに該当するものは、この基準に適合するものとみなす。 ア 前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないもの イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R48-05 以降の 5. 及び 6. に定める基準に適合する昼間走行灯を備える自動車 ⑮ 7-66-3 (1) ⑮に同じ。 (2) 7-66-3 (2) に同じ。	